

令和3年11月26日

神奈川県環境農政局総務室長 三浦 昌弘 殿

神奈川県環境農政局公共事業評価委員会  
委員長 小池 治

## 神奈川県環境農政局所管公共事業の対応方針（案）について（意見）

令和3年10月20日付け環総第1724号により送付された標記について、当委員会において検討した結果、次のとおり意見を具申します。

## 【意見】

再評価対象の公共事業については、概ね対応方針（案）のとおりとすることを相当とするが、以下のとおり意見を取りまとめたので、今後の公共事業の実施にあたり留意されたい。

## 1. 総論的意見

農林水産業は、農林水産物の供給以外にも、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能を有している。こうした農林水産業の多面的機能の持続的な発揮を図ることは、陸域や海洋の持続可能な利用を掲げるSDGs（持続可能な開発目標）の観点からも、今後ますます重要になる。したがって、環境農政局においては、公共事業を実施するに当たって経費の削減や自然環境の保全に十分に配慮するとともに、公共事業の効果を客観的かつ定量的に測定し、そのデータを積極的に開示して県民の理解を深め、豊かな地域社会の形成に不断に取り組むことを望む。

また、地球温暖化に伴う自然災害の激甚化が強く懸念されることから、公共事業の実施に当たっては、従来の災害想定や工法を適宜見直し、生物多様性に十分配慮しつつ、公共インフラの一層の強靱化に取り組むことを望む。

## 2. 各論的意見

## (1) 再評価対象事業

## ア 海岸保全施設整備事業（小田原漁港海岸）

本事業は、高潮による浸水や海岸侵食を防止するため人工リーフを整備し、海岸背後にある人命、資産を防護するとともに、汀線の維持及び砂浜の回復による海浜の安定化を図り、海岸保全機能を増大させることを目的とする。また、副次的効果として、漁港区域内の人工リーフに生物育成環境が形成されることによる水産振興面での効果も期待される。

事業の進捗状況は、令和2年度末時点で、事業量ベースで32%、事業費ベースで36%であり、計画通りに進んでいる。また、隣接する御幸の浜において先行的に実施した海岸整備事業において、汀線の維持や砂浜の回復、人工リーフにおける魚介類の増加等の効果の発現がみられることから、本事業の継続を可とする。

(当該事業を継続するにあたり、引き続き留意すること)

本事業では新しい工法（ペルメックス 16t 型被覆ブロック）を採用しているが、地球温暖化による台風の大型化などから従来の想定を超える被害が発生することも懸念されるため、その効果や耐久性については慎重に見極める必要がある。また、原油高による原材料費の高騰や新型コロナウイルス感染症による人手不足の深刻化など公共事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、工事に遅れが生じないように注意する必要がある。

したがって、本事業においても、必要であれば工期中であっても従来の災害想定や工法を適宜見直し、公共インフラのいっそうの強靱化に取り組むことを望む。